

平成21年度 事務事業評価シート（平成20年度実績分）

事務事業名	市税口座振替		部課コード	0511	予算事業科目	010202010101	事	単	区分	継続
所管部署	担当部局	財務部	部局長名(2次評価者)	上田 隆司		個別事務	一部	010202010101	-	
	担当部署	税務管理課	所属長名(1次評価者)	前島 弘俊						
	電話番号	088-823-9417	E-mail	kc-051100@city.kochi.lg.jp						

1 事業の位置付け

予算科目(平成20年度)	高知市総合計画・実施計画施策体系での位置付け			
会計	01 一般会計	目標	05 E その他の行政経費及び一般行政経費	政策基本方針 (その他の行政経費及び一般行政経費)
款	02 総務費	政策	00 その他の行政経費及び一般行政経費	
項	02 徴税费	施策	00 その他の行政経費及び一般行政経費	
目	01 税務総務費	区分	00 その他の行政経費及び一般行政経費	

2 事業の根拠

法律・政令・省令	地方自治法第231条の2第3項, 地方自治法施行令第155条	法定受託事務
県条例・規則・要綱等		
市条例・規則・要綱等	高知市会計規則第33条, 高知市市税国保料口座振替等収納事務取扱要綱	
その他(計画, 覚書等)		

3 事業の目的・内容等

対象	誰(何)を対象に	市税(市県民税・固定資産税・軽自動車税)の納税義務者。ただし、市県民税は普通徴収のみ対象。		
意図	どのような状態にしていくのか	市税について口座振替により納税義務者の利便を図るとともに、徴収率の向上を目指して効率的な運営を図る。		
手段	事業実施体制等	税務管理課口座振替担当	事業開始年度	昭和59年度
			事業終了年度	-
活動内容	どのような事業活動を行うのか	<ul style="list-style-type: none"> ●口座振替依頼書の受付処理 ●金融機関(ゆうちょ銀行含む)への引落とし依頼等 ●口座振替不能通知書及び納付済通知書等の発送 ●口座加入PR <ul style="list-style-type: none"> ・納税者への書類郵送の際、重量の許す限り口座振替加入の案内を同封する。 ・可能な限り口座振替の広報をする。→課税時に同封する「しおり」、封筒への印刷、市広報等 		
成果指標	事業目的の成果を測る指標		指標設定の考え方	
	A	口座加入率	市税の課税件数に対する口座振替申込者数の割合	
	B			
	C			

4 事業の実績等

			18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(計画)	備考欄	
成果指標	A	口座加入率			21.90%	23.00%		
		目標						
	B	実績	21.90%	21.80%	22.90%			
		目標						
C	実績							
	目標							
投入コスト	① 事業費	決算額 (千円)						
		財源内訳	国費 (千円)					
			県費 (千円)					
			市債 (千円)					
			その他 (千円)					
			一般財源 (千円)	0	0	0		
	翌年度への繰越額 (千円)							
	② 概算人件費等	人件費等 (千円)	15,000	15,000	15,000			
		正規職員 (千円)	15,000	15,000	15,000			
			その他 (千円)					
		人役数 (人)	2.00	2.00	2.00			
			正規職員 (人)	2.00	2.00	2.00		
		その他 (人)						
	総コスト= ① + ② (千円)		15,000	15,000	15,000			
市民1人当たりコスト (円)		46	44	44				
年度末住民基本台帳人数 (人)		327,310	341,544	340,695		総コスト/年度末人口		

5 成果指標で表せない事業成果・市民満足度・その他課題点等

市税の口座振替は、1度の手続きにより自動的に市税を納付できるシステムであり、納付の度に金融機関等の窓口へ出向く必要がなく、市民にとって利便性は非常に高い。また、市の財政面からも効率的で確実な収納方法である。一方、市民と金融機関の契約行為であるため随時の市民の要望（口座変更や一時止等）には市として融通が利かずトラブルも多い。

6 1次評価（所属長評価）

評価日（平成 21 年 9 月 7 日）

評価項目		評価基準	1次	平均点数	評価内容の説明
事業実施の必要性	① 事業の実施が市の総合計画・実施計画・市長マニフェスト等の目標達成に結びつくか、又は、事業の根拠等に結びつくか	A (5) 結びつく	A	5.0	市税徴収の方法として、より効果的・効率的な運営を図る趣旨に合致している。 公金における口座振替はいまや当然のごとく受け入れられており、市民のニーズとして欠かせない。
		B (3) 一部結びつく			
		C (1) あまり結びつかない			
		D (0) 結びつかない			
② 事業の実施に対する市民のニーズ（需要量）の傾向はどうか	A (5) 非常に多い、急増している	A			
	B (3) 横ばいである				
	C (1) 少ない、減少している				
	D (0) ほとんどない				
事業内容の有効性	③ 事業の成果指標の達成状況は順調か	A (5) 十分に達成している	B	3.0	実績は目標を達成している。 資産税（加入率32.2%）、市民税（加入率26.2%）と、ある程度加入率が伸びているが、軽自動車税の加入率が10.1%と低い水準のままである。 軽自動車税は納期が1回ということもあり加入率の向上に結びつく手法もなかなか検討中。過去に行ったキャンペーン等では、ある程度実績が伸びているが、予算削減の折、困難である。
		B (3) 概ね達成している			
		C (1) あまり順調ではない			
		D (0) 十分な成果を望めない			
	④ 事業成果の向上のための手法・活動内容の妥当性	A (5) 妥当である	B		
		B (3) 概ね妥当である			
		C (1) 検討の余地がある			
		D (0) 見直しが必要である			
事業実施の効率性	⑤ 事業の実施にかかる民間活力利用の可能性	A (5) 実施済・できない	B	3.0	単なる口座振替処理業務ではなく、振替不能者に対するすばやい納付書の発送等、税情報に精通する必要があり、また、口座情報等は究極の個人情報であり金融機関等の契約等限界がある。 電算システムが統一出来れば、公金の収納として統合は可能。現状の電算システムで事務を統合すると流れが煩雑になり却って人役を要すると思われる。
		B (3) 行政主体が望ましい			
		C (1) 検討の余地はある			
		D (0) 十分可能である			
	⑥ 類似事業との統合・連携やコスト削減の可能性	A (5) 現状が望ましい・できない	B		
		B (3) 概ね効率的にできている			
		C (1) 検討の余地がある			
		D (0) 十分可能である			
事業実施の公平性	⑦ 事業の受益者が特定の個人(団体)等に偏りがなく公平性が保たれているか	A (5) 極めて公平性が高い	A	5.0	全ての納入義務者の希望により市会計規則における指定金融機関等に設けている預金口座であれば市税の口座振替が実施可能である。また、口座振替の周知については当初の納税通知書で必ず広報しており公平性は保たれている。 帳票の印刷等コストダウンを図っており適正な運営を行っている。（振替手数料は出納課予算）
		B (3) 概ね保たれている			
		C (1) 偏っている			
		D (0) 公平性を欠いている			
	⑧ 事業実施の財源として、受益者負担割合（一般財源負担割合）は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か。	A (5) 適正な負担割合である	A		
		B (3) 概ね適正な負担割合である			
		C (1) 検討の余地がある			
		D (0) 検討すべきである			
総合点	16.0	総合評価	○ A 事業継続（総合点が16点以上で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合）		
			B 経費削減に努め事業継続（総合点が12点以上16点未満で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合）		
			C 事業縮小・再構築の検討（総合点が4点以上12点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで2点以下がある場合）		
			D 事業廃止・凍結の検討（総合点が4点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで1点以下がある場合）		

7 2次評価（部局長評価）

評価日（平成 21 年 9 月 8 日）

総合評価	評価理由・今後の方向性等
○ A 事業継続	20年度は厳しい経済状況の中で、目標に対して1%の増という実績を上げており、少しずつではあるが市民の理解が深まっている。口座振替は、究極の納付システムであり今後とも積極的な推進が必要である。システム運用が市民にとって、より利便性の高いものとなるよう仕組みの見直しにも取り組んでいく必要がある。
B 経費削減に努め事業継続	
C 事業縮小・再構築の検討	
D 事業廃止・凍結の検討	

8 特記事項